

愛知県立尾北高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、被害を受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうるものです。教職員は、日頃からいじめにつながるささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていきます。

学校においては、一人一人の生徒が教職員や友人との信頼関係の中で、安心して安全に生活できることが重要です。生徒一人一人が「大切にされている」という実感を持ち、互いに認め合える人間関係を築き、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいきます。また、様々な体験活動等を通して生徒が人間的に成長できる取組の充実を図ります。

2 いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、生徒・保護者からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」について

ア 委員会のメンバー

校長、教頭、
教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、
教育相談担当、養護教諭

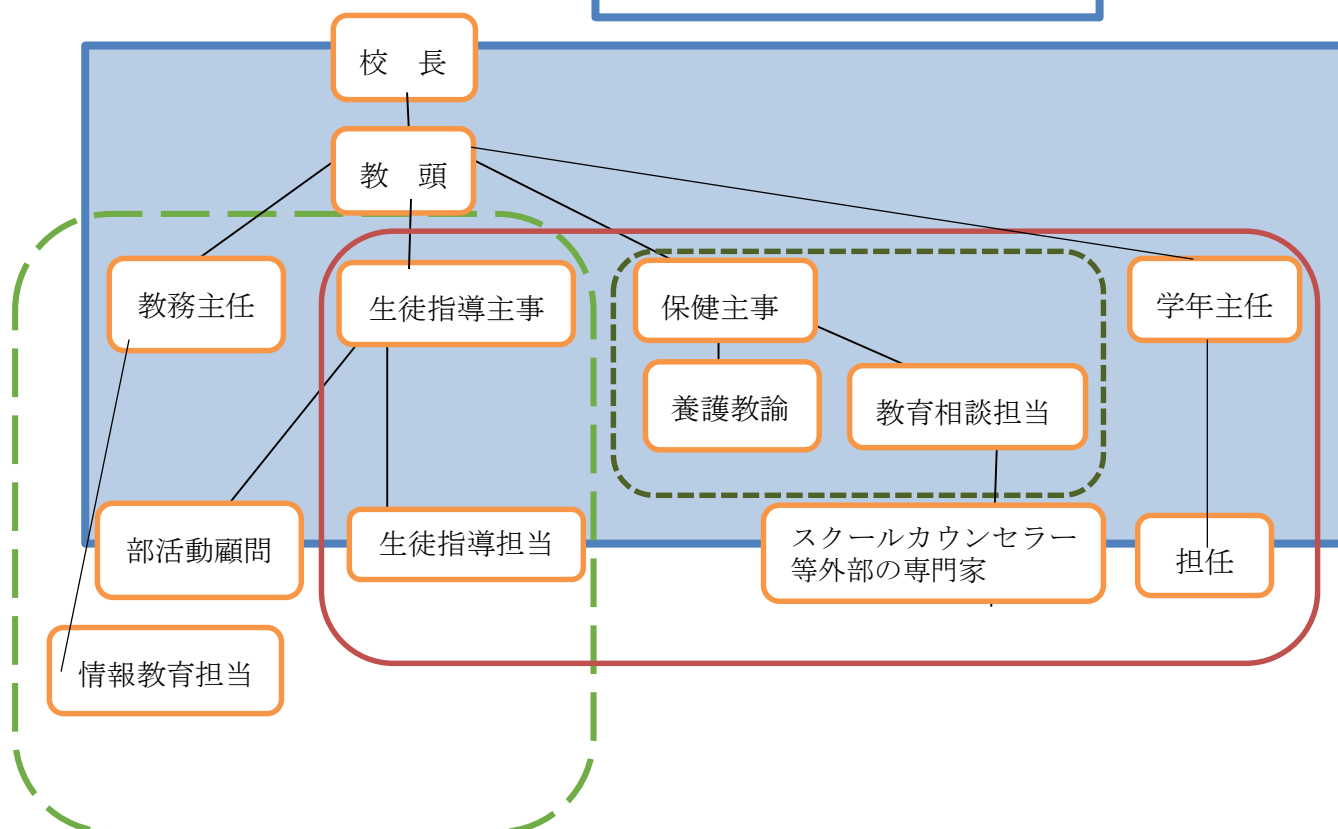
(必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。)




イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを作り、実際の対応を行わせる。いじめ発見、早期対応に当たっては、事案に関係の深い教職員を追加したり、インターネット関連の事案では、情報教育の担当教員を加えたりするなど、適切な対応できるよう柔軟にメンバーを選定しチームを組むようにする。

【組織図】

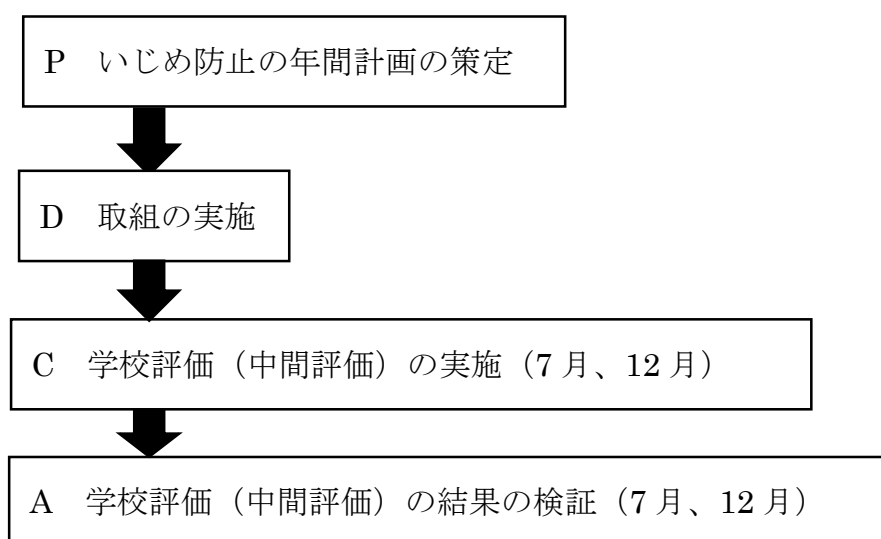
いじめ・不登校対策委員会






 は、指導・支援チームの例。事案に応じてメンバーを柔軟に変える。必要に応じて外部の専門家と連携をとる。

(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証 (PDCA サイクル)



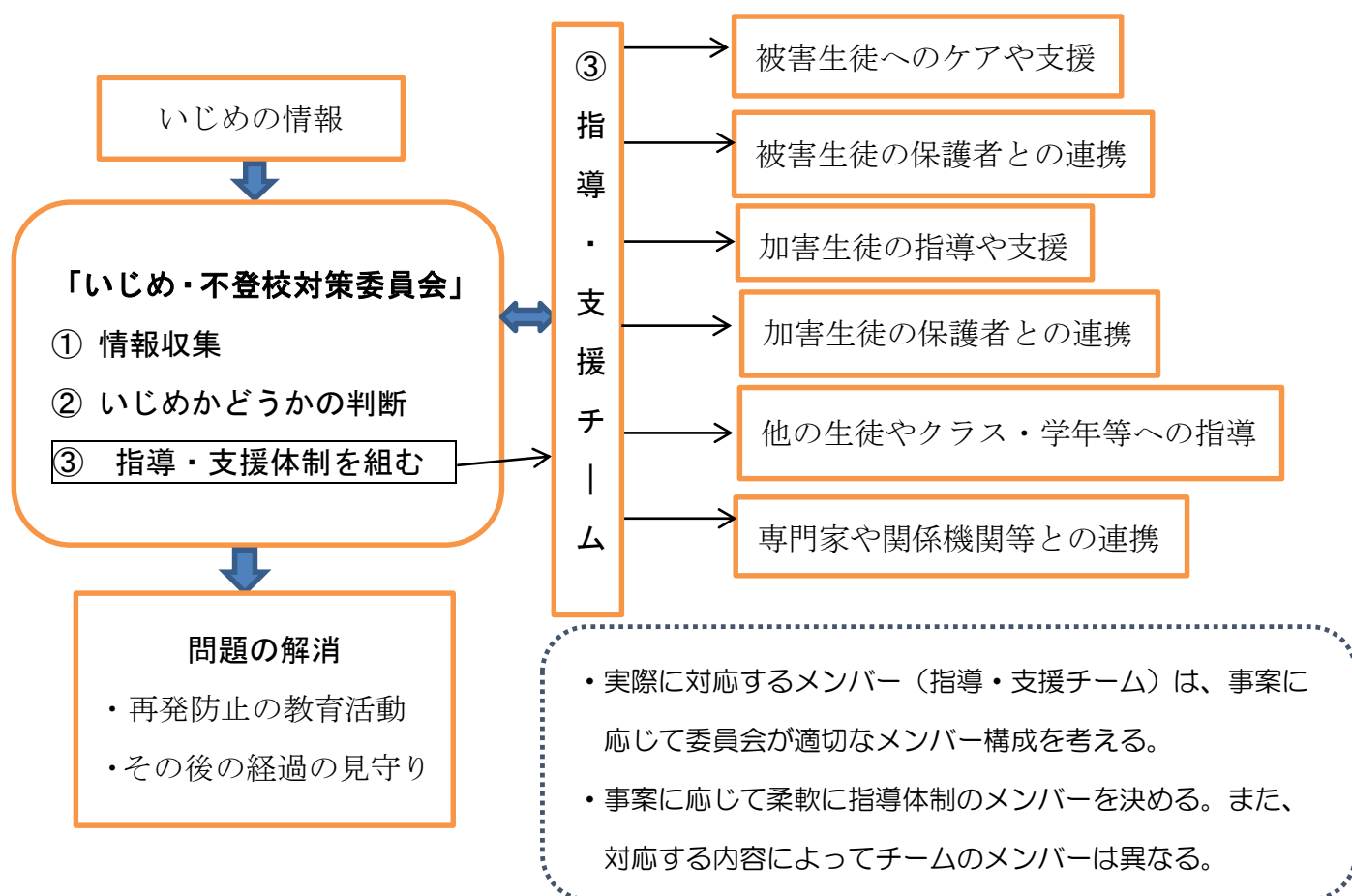
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・ 「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・ 現職研修で、「いじめ・不登校」をテーマとした事例研究や講話等を実施する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「いじめ基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」の結果を、学校経営案及びホームページに掲載する。

エ いじめ事案への対応



オ 重大事態への対応

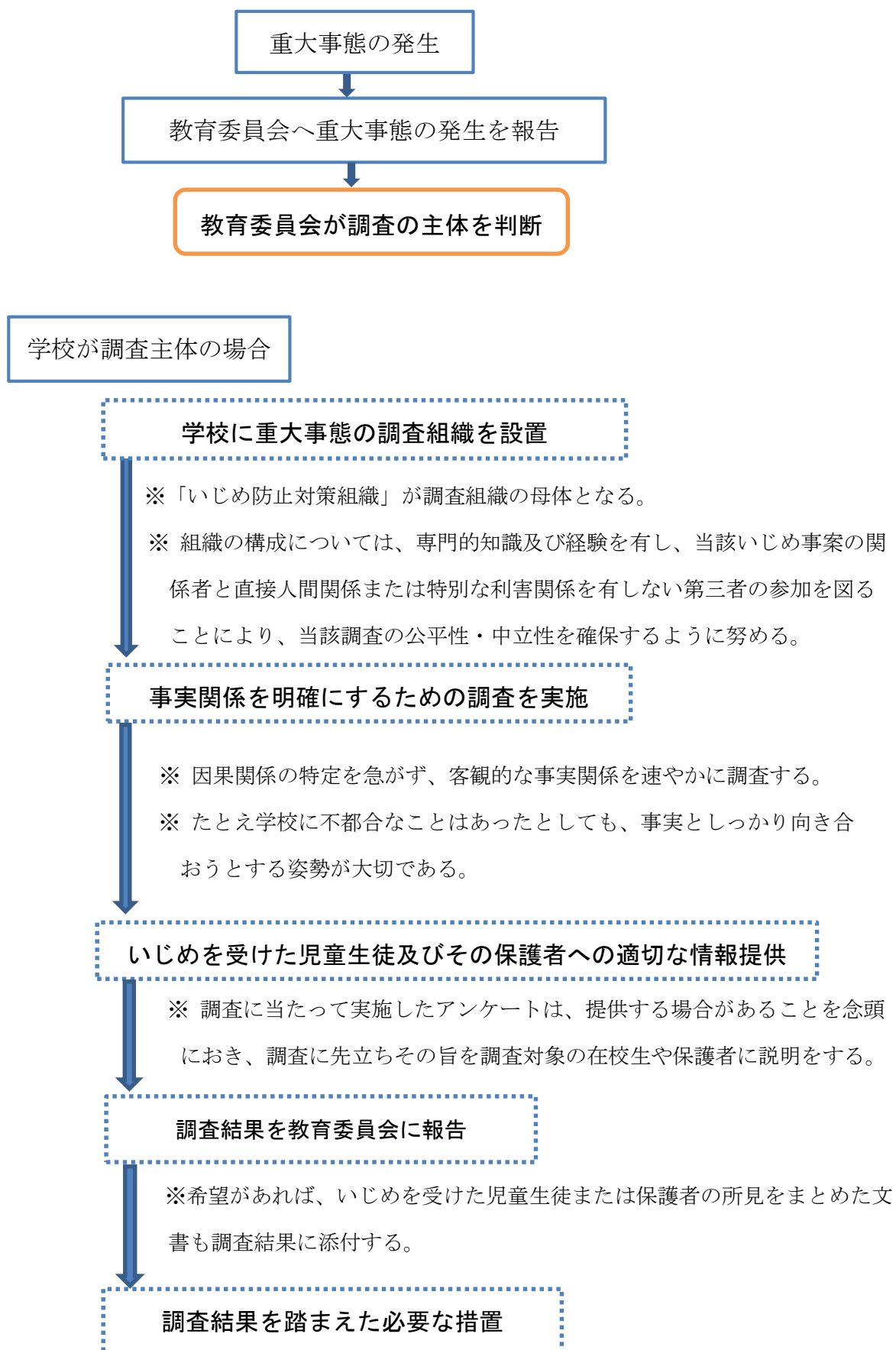
重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(注) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

[重大事態対応フォロー図]



3 いじめの防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 現職研修を充実させ、全教職員がいじめに対する共通理解を持ち、適切な対応ができる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。
- ウ 公開授業や研究授業を積極的に実施し、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。
- エ 教職員の不適切な認識や言動、差別的態度がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- オ 全校集会や学年集会等の機会に、「集団規律の確立」、「雰囲気の良い落ち着いた学習環境の維持」の重要性を繰り返し伝える。
- カ 情報モラル教育の充実を図り、ネット関連のいじめ防止に努める。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- イ いじめを認知した場合、またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。
- ウ 定期的な「いじめアンケート調査」（年3回）の実施や教育相談の充実を図る。
- エ 担任や部活動顧問は個人面談等を定期的実施し、いじめの早期発見に努める。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

[取組の年間計画]

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ・不登校対策委員会」の動き	保護者・地域との連携
4月	○健康カードによる調 【全】(保健部) ○始業式講話 【全】(生徒指導部) ○相談室の周知 【全】(保健部) ○新入生オリエンテーション 【1】(学年) ○携帯電話利用指導 【1】(生徒指導部)	○面接週間 【全】(担任・部活動顧問) ○登校指導週間 【全】(生徒指導部) ○ST時健康観察 ～3月 【全】(担任)	○いじめ防止基本方針の周知	○登校指導週間 【全】(生徒指導部) ○保護者説明会 【1】(生徒指導部)
5月	○終礼講話 【全】(生徒指導部) ○フィールドワーク・遠足 【全】(学年会・総務部)		○いじめ不登校対策委員会 (第1回)	○学級懇談会 【全】(担任) ○授業公開【全】 (教務部)
6月	○終礼講話 【全】(生徒指導部)		○いじめ不登校対策委員会 (第2回)	○交通安全指導 【全】(生徒指導部・PTA委員)
7月	○終業式講話 【全】(生徒指導部)	○いじめに係わるアンケート 【全】(生徒指導部)	○中間評価	○保護者会 【全】(担任)
8月	○全校出校日2回			
9月	○学校祭 【全】(生徒会部)			○学年別懇談会 【1,2】(学年)
10月	○社会人講話 【1】(進路指導部) ○終礼講話 【全】(生徒指導部)		○いじめ不登校対策委員会 (第3回) ○事例研究	○交通安全指導 【全】(生徒指導部・PTA委員)
11月	○修学旅行事前指導 【2】(学年)	○いじめに係わるアンケート 【全】(生徒指導部)	○いじめ不登校対策委員会 (第4回)	○交通安全指導 【全】(生徒指導部・PTA委員)
12月	○卒業生講話 【2】(進路指導部) ○人権講話 【全】(学校長)		○中間評価	○保護者会 【全】(担任)
1月	○始業式講話 【全】(生徒指導部)	○登校指導週間 【全】(生徒指導部)	○全職員対象の「取組評価アンケート」の実施	
2月	○終礼講話 【全】(生徒指導部)	○いじめに係わるアンケート 【全】(生徒指導部)	○いじめ不登校対策委員会 (第5回) ○自己評価	○交通安全指導 【全】(生徒指導部・PTA委員)
3月	○合格者オリエンテーションでの講話 【合格者】(生徒指導部)		○学校関係者評価の結果検証	○PTA委員総会 【全】(総務部)

【 】 …対象学年 () …担当分掌、担当者